

Title	商法改正案要綱について
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1950
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.23, No.1/3 (1950. 3) ,p.80- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	解説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19500301-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

解説

商法改正案要綱について

高鳥正夫

我國の商法は明治三十二年に大陸法を受け継いで制定され、明治四十四年の部分的修正及び昭和十三年の全般的改正を経て今日に至つたものであるが、昨年七月に行われた株金全額拂込制度の採用に伴う一部改正に関連して、株式会社に関する規定の根本的改正が準備されていたが、去る八月十三日の法制審議会第一回委員会に、五十四項目に及ぶ「商法の一部を改正する法律案要綱」が付議され、同時に一般にも発表された。この要綱の示すところを項目別にみるならば、授権資本制度と無額面株式制度の採用、株主の書類閲覧権、株式の譲渡性、新株引受権、株主の議決権、取締役の責任、少数株主の権利と保護及び外国会社に関する諸規定に改正を加えるという極めて廣範圍にわたるものであるが、その改正の全体の方向からみるならば、企業再建と外資導入の要請に基く現行法の英米法化であるとい

われている。

(1) 授権資本制度の採用　この要綱において最も目立つ点は、授権資本制度を採用したことであろう。現行法によれば、株式会社の設立に当つては定款で資本額を確定し、その資本総額に相当する株式総数の引受と拂込があつて、初めて会社を設立できるものであるが、授権資本制度を採用すると、会社の発行できる株式総数の最高限度は定款に記載するが、設立にはその一部分の株式の引受と拂込があれば足り、会社成立後取締役の合理的な判断によつて、定款に定められた最高限度に達するまで、必要な時に必要な量だけの株式を発行できることとなる。その結果株式会社の設立は容易になり、従來の煩雜な増資手続も不要となつて、資金の調達は極めて有利になり弾力性をもつてくる。けれども授権資本制度を採用すると、不健全な会社の設立されるおそれがあるため、要綱はこの点について従來の制度の長所をとりいれようとしている。この授権資本制度の採用は、昨年七月の株金分割拂込制度の廃止に伴う当然の帰結ともいふべきものであるが、資金調達の便宜或はそれに伴う弊害の防止という点で、いずれの制度がより合理的であるかはなお検討を要する問題であらう。

(2) 無額面株の発行　要綱が採用しようとしている無額面株というのは、株式の券面額を予め一定してないもの、いかにえればその株式は会社の発行した総株数に対する割合のみを

示すところのいわゆる比例株である。従つて無額株を發行するには、額面株のように額面以下では發行できないという制限がなく、その時々々の市況を勘案して適當な價額で發行することができるため、市價が額面を割っている会社でも資金の調達ができるわけである。勿論アメリカのように株式投資が大衆化していない我國で、この無額面株がどの程度まで活用されるかは問題であるが、ともかくこの無額面株は授權資本制度と共にアメリカ会社法の最も特色ある制度であり、この二つの制度を我國の商法に導入することは、從來の株式会社における「資本」の概念とその構成に、根本的な変革を齎すものであるということができよう。

(3) 取締役の経営權の擴張 次に注目すべき点は、授權資本制度と無額面株式制度の採用と関連して、取締役の経営に関する權限を擴張し同時にその責任を強化しようとしていることである。即ち定款に定められた限度内における新株發行、債權者の担保となるべき資本の具体的構成が取締役に委ねられる外、從來株主總會の權限に属していた多くの事項がその決定に委ねられてくる。こうした取締役の経営權の擴張はやがてその法的性格にも變化を生じ、單なる業務執行機關としての範圍を超えて会社の意思決定機關としての性格を帯びてくるようになる、そこに從來の個々の取締役会を採用することが要請されてくる。更に取締役の選任及び解任の決議を通常決議よりも重大

視し、殊にその解任決議には嚴重な定足数を設け、出席株主の議決權の三分の二以上の多数をもってすることが要求されている。このことは会社経営者としての取締役の地位を強化し、経営の恒常化を狙つたものであらう。けれどもその反面、取締役の違法な利益配當、取締役に対する貸付、計算書類、登記公告の重要書類における虚偽の表示、自己取引及び競業による責任を明確にし、又取締役の会社に対する損害賠償責任は特別決議によつても免除できないものとして、その法律上の責任を強化している。

(4) 株主の地位の強化 最後にこの要綱は個々の株主の利益保護を徹底し、会社の経営及び財政に関する監督的權限を強化している点をあげなければならない。即ち從來少数株主に許されていた權利を個々の株主に與え、各株主は会社のため自ら取締役の責任を追求する訴を提起することができるようになり、この訴を提起する基礎となる株主の會計の帳簿及び書類の閲覧權は著るしく強化された。又取締役が会社の目的の範圍外の行爲、法令又は定款違反行爲をしようとする場合、或は取締役が法令又は定款に違反し又は著るしく不正な方法により株式を發行しようとする場合には、各株主はそれらの行爲の差止を請求できるものとしている。その他新しく設けられた事項としては、營業讓渡又は合併の場合にそれに反対する株主に、会社に対してその株式の買取を請求する權利を與え、又取締役

の選挙に関して累積的投票権を認めていることなどを指摘でき
るであろう。この累積投票というものは、複数の取締役を選挙す
る場合に、一株について被選挙者の数と同数の投票数を認め、
これを数人に分散して投票してもよく又一人の候補者に集中し
て投票してもよく、その結果に基いて高点者より順次当選者を
定めるものであり、少数株主がその代表者を選出するに效果的
な方法である。このように要綱は現行法に比べて株主の地位を
強化しているが、更に会社法上の各種の訴について、担保の提
供を必要としないこと、裁判所の裁量による請求の棄却を認め
ないことなども注目しよ。

上述したように、今回の改正はアメリカ会社法に倣つて資本
活動の自由を認めようとするものであり、授権資本制度と無額
面株式制度を採用して資金調達の便宜をはかり、それに関連し
て会社経営者たる取締役の権限を拡張し、専門的経営者による
合理的な経営に期待しようとするものである。けれどもそうした
諸制度、諸方式の採用は、株主に対して多くの危檢を伴うもの
であるから、同時に株主の地位を強化しその権利の保護に留
意している。このように要綱は全体としては理論的にもかなり
統一されており、大陸法と英米法との調和にも努力のあとがう
かがわれるが、細部についてはなお研究を必要とする点も少く
ない。例えば株主の地位を強化する方法がその一つである。前
述したように授権資本制度と無額面株式制度の採用に伴う取締

役の経営権の拡張は、理論的にも株主の地位の強化を要請して
くるが、同時に現在のいわゆる民主化された経済の下では、株
式投資の大衆化の傾向に沿つて生れてくる少数株主の権利を充
分尊重し保護することが要求されている。そこで問題は現在の
段階において、いかなる方法で株主特に少数株主の権利を保護
することが最も合理的であろうかといふことであり、又この要
綱の示しているように、個々の株主に監督の権限をかなり廣範
に又殆んど無制限に與える方法が妥当であるか否かということ
である。この問題の解答は、現在株式会社の中で株主はいかな
る地位を占めているか、という点を検討することによつてかな
り正確に與えられるであろう。今日の株主の大部分は、株式を
購入することによつて銀行預金よりも有利な配当を受けるか、
又は株式の値上りを待つて轉賣して利益を受けるかといふ目的
をもつものであつて、会社の経営自体に直接参加する意図は最
初からもたないし、又会計の帳簿や書類を閲覽しても、経営の
内容を充分に理解することは殆んど不可能であろう。こうした
株主の経営に対する無關心又は無能力、更に株式の分散に伴つ
ていよ／＼形式化した株主總會が、株式会社制度の合理發展の
段階としての取締役会を生んだものであることを反省するなら
ば、この要綱が株主總會の招集を請求できる少数株主の資格を
緩和し、決議一般について定足数を定め、又は特別決議におけ
る多数決の度を高めてしかも仮決議の方法を認めず、恰も株主

の議決権の行使に深く期待するような方向は検討を要する点ではあるまいか。更に我國の実情からいふならば、こうした規定を商法の中に設けることは、保護しようとする一般の少数株主にとつては役立つ所が少く、反対に保護に値しない一部の少数株主だけが、それを職業的な「会社荒し」の材料に利用する結果に終るおそれが多分に残されることを否定できないであらう。そこで要綱の具体化に當つては、株主の会計の帳簿及び書類の閲覧權或は累積的投票權は、その濫用による弊害の対策に充分考慮しなければならぬし、又会社法上の各種の訴について、裁判所の裁量による請求の棄却を認めないという点は、その實際的效用の面を慎重に検討する必要がある。

商法の一部を改正する法律案要綱

昭和二十四年八月十三日

この要綱は、株式会社について、いわゆる授權資本制度を採用し、且つ、無額面株式の發行を認め、なお、株主の書類閲覧權、株式の讓渡性、新株引受權、株主議決權、取締役の責任、少数株主の權利と保護及び外國会社に関する現行諸規定に改正を加える等のため、立案作成したものである。

第一 株式会社が發行する株式の總數、額面無額面の別及び數、会社が設立に際して發行する株式の總數並びに設立に際して無額面株式を發行するときは資本の最低額を、定款の絶

對的記載事項とすること。

第二 会社設立の際發行することを要する株式の總數は、会社が發行する株式の總數の四分の一を下ることができないこと。

第三 会社が設立に際して發行する株式については、その額面無額面の別、數、發行價額その他發行に関する事項及び拂込剰余金に関する事項は、定款に別段の定めのあるものを除き、發起人全員の同意をもつて決すること。

第四 創立總會の決議は、出席した株式引受人の議決権の三分の二以上で引受済株式の總數の過半数に當る多數をもつてすること。

第五 發起人、取締役及び監査役の設立に関する責任については、特別決議による免除を認めないこと。

第六 少数株主の請求による發起人に対する訴を廃止し、各株主が自ら發起人の設立に関する責任を追求する訴を提起することができること。

第七 定款による株式讓渡の制限及び株券の裏書の禁止を認めないこと。

第八 記名株式を讓渡するには、株券の裏書又は株券及び移轉を証する書面の交付を要すること。

第九 轉換株式について、その轉換の効力發生時期を轉換の請求の時とすること。

第十 株主総会の招集を請求することができる少数株主の資格を緩和し、招集費用は会社の負担すること。

第十一 総会の定足数を設け、定款に別段の定がない限り、発行済株式の総数の過半数を有する株主の出席を要すること。

第十二 議決権の代理行使について、その有効期間を六月以内とする。

第十三 定款による議決権の制限を認めないこと。

第十四 無議決権株は、優先株に限るものとし、且つ、この場合においても、優先的待遇を受けない間は、議決権を行使することができないこと。

第十五 営業譲渡又はこれに準ずる場合において、これに反対する株主に会社に対する株式買取請求権を認めること。

第十六 定款をもつて取締役が株主たることを要する旨を定めることができないこと。

第十七 取締役選任の決議については、定款の定によるも、総会に出席を要する株主の有すべき株式の数を、発行済株式の総数の三分の一未満に下すことができないこと。

第十八 二人以上の取締役を選任する場合において、株主から請求があつたときは、累積投票の方法によること。

第十九 取締役解任の決議は、発行済株式の総数の過半数を有する株主が出席して、その議決権の三分の二以上の多数をもつてすること。

第二十 一定の資格を有する株主に会計の帳簿及び書類の閲覧

権及び謄写権を認め、その行使が権利の濫用に出で、会社の業務の運営を阻害し、又は株主共同の利益を害する等の事由がある場合の外、会社はこれを拒むことができないこと。

第二十一 取締役の違法な利益配当、取締役に対する貸付、計算書類、登記公告の重要事項における虚偽の表示、自己取引及び競業に因る責任を明らかにすること。

第二十二 取締役の会社に対する損害賠償責任の特別決議による免除を認めないこと。

第二十三 少数株主の請求による取締役に對する訴を廃止し、各株主が会社のため自ら取締役の責任を追求する訴を提起することができないこと。

第二十四 株主は、取締役が会社の目的の範囲外の行爲その法令又は定款違反の行爲をしようとする場合には、裁判所に對しその行爲の差止を請求する権利を認めること。

第二十五 会社成立後株式を発行する場合においては、発行する株式の種類、数及び價額その他発行に関する事項並びに拂込剰余金に関する事項は、原則として取締役が決すること。

第二十六 株式の發行價額その他発行の條件は、原則として各募集ことに均等であることを要し、拂込期日は引受の日から

二月以内に定めること。

第二十七 株主は、その有する株式の數に應じて株式引受權を

有するものとし、この引受権については、定款又は特別決議をもって、これを排除し、若しくは制限し、又は第三者に與えることができること。

第二十八 会社成立後においては、何人も現物出資をすることができるとし、発起設立の場合に準じた検査制度を設けること。

第二十九 拂込又は現物出資の給付をした株式引受人は、拂込期日から株主となるものとし、拂込期日までに拂込又は現物出資の給付をしない株式引受人は、当然失権すること。

第三十 取締役が法令若しくは定款の規定に違反し、又は著しく不正な方法によって株式を發行しようとする場合には、取締役、監査役又は株主から会社に対し、その發行の停止を請求することができること。

第三十一 取締役が著しく不正な價額で株式を發行したときは、その發行について悪意の株主は、会社に対し、取締役と連帯して損害賠償の責に任ずること。

第三十二 会社の計算の基礎となるべき資本は、發行した額面株式の株金總額、發行した無額面株式の發行價額の總額又はその合算額とし、拂込剰余金を定めたときは、これを控除し、準備金から資本に組み入れる額を定めたときは、これを算入すること。

第三十三 株式發行のために要した費用の額を貸借対照表の資

産の部に計上し、これを一定期間内に均等償却することを認めること。

第三十四 毎決算期の利益の二十分の一以上を、資本の四分の一に達するまで利益準備金として積み立てること。但し、資本準備金が資本の四分の一に達したときは、積み立てることを要しないこと。

第三十五 額面超過額及び拂込剰余金は、その全部を資本準備金として積み立てること。

第三十六 資本の欠損は、先ず利益準備金をもって填補し、なお不足がある場合に資本準備金をもって填補するものとし、これらの準備金は、他の目的に使用できないこと。

第三十七 会社は、特別決議をもって、利益の全部又は一部を新たに發行する株式をもって配当することができること。

第三十八 轉換社債を發行する場合には、定款をもって轉換に因って發行する株式の内容等を定めること。

第三十九 轉換社債について、その轉換の効力発生時期を轉換の請求の時とすること。

第四十 特別決議及びある種類の株主の總會の決議は、出席した株主の議決権の三分の二以上で發行済株式の總数の過半数に当る多数をもってすること。

第四十一 資本増加に関する規定を削ること。

第四十二 資本の減少は、特別決議によることを要し、その手

続は、従來の資本減少の手續と同様とすること。

第四十三 整理開始の申立権をすべての株主及び債権者に認めること。

第四十四 会社の業務の続行を不適當とする場合には、裁判所は、株主の申立により解散を命ずることができること。

第四十五 合併の場合において、これに反対する株主に会社に対する株式買取請求権を認めること。

第四十六 吸収合併の合併契約書には、存続する会社の発行する株式の総数、額面無額面の別及び数、増加すべき資本及び準備金の額並びに合併に際して発行する株式の総数、額面無額面の別及び数を記載すること。新設合併の合併契約書には、設立する会社の発行する株式の総数、額面無額面の別及び数、資本及び準備金の額並びに合併に際して発行する株式の総数、額面無額面の別及び数を記載すること。

第四十七 清算人解任の申立権をすべての株主に認めること。

第四十八 特別清算において、検査命令の申立権をすべての株主及び債権者に認めること。

第四十九 会社の解散命令の請求について、請求権者のうち檢察官を法務総裁に改め、請求の事由を明確にし、且つ、利害關係人は、担保の提供を要しないこと。

第五十 会社編に規定する訴について、出訴期間を統一し、担保の提供を要しないものとし、且つ、裁判所の裁量による請

求の棄却を認めないこと。

第五十一 外國会社が日本において取引を継続的に行おうとするときは、日本における代表者及び營業所を定め、登記を要すること。

第五十二 外國会社が、營業所の登記をしないで、日本において取引を継続的に行つたときは、会社のために取引をした者は、会社と連帶して責任を負うこと。

第五十三 外國会社は、他の法律の適用については、原則として日本法人と同様に取り扱うこと。

第五十四 以上の改正に伴い、罰則の規定を整備すること。